平成２４年（フ）第２３１号
山梨県南アルプス市小笠原422番地５
債務者　大柴　正己
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
長野県安曇野市穂高北穂高1686番地６
債務者　寺岡千代美
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６０号
岐阜県高山市新宮町1168番地９
債務者　小林めぐみ（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
岐阜県高山市下岡本町3040番地
債務者　春日千鶴子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
三重県三重郡菰野町大字菰野1160番地３　グリーンハイツ菰野Ⅱ201号室
債務者　佐々木浩徳
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
三重県三重郡菰野町大字菰野3221番地１
債務者　伊藤　朋宏
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
三重県桑名郡木曽岬町大字栄338番地
債務者　眞鍋　勝弘
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町８番地24、住民票上の住所三重県四日市市高花平３丁目１番地63
債務者　藤田　　健
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
三重県四日市市大字泊村1050番地66
債務者　大橋　恵子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
三重県三重郡菰野町大字竹成1211―10　ブランメゾン206、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字竹成290番地90
債務者　松原　美紀
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第７６０号
京都府京田辺市宮津池ノ内21番地26
債務者　伊藤　昌子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７４号
京都市下京区中堂寺前田町10番地11
債務者　小寺　博文
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０２号
京都市山科区小山姫子町９番地１　ファミールＴＣ．ＡＣＴⅡ203号
債務者　宮下千恵子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
京都府久世郡久御山町野村北浦24番地５
債務者　小森　　忍
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
奈良市肘塚町16番地の５　レイセニット奈良グラン・ヴェルジェ406号
債務者　川上小百合
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１００号
鳥取県米子市大篠津町1346番地　クレアコート201号
債務者　門脇　新一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７５号
広島県尾道市久保１丁目９番24号
債務者　福田　省吾
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
福岡県飯塚市阿恵333番地７
債務者　古川こと　遠矢　倫子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部